

LCCO₂配慮建築物小委員会の設置について

1. 目的

低炭素社会を目指し、2050年までに世界全体で温室効果ガス排出量の半減を実現するためには、我が国においても2050年までの長期目標として、現状から60～80%の削減を行う必要があり、住宅・建築物においても、さらなる長期的、継続的な取り組みのあり方について検討する必要がある。また、環境制約等の高まりの中で、循環型社会への転換が求められている今日、住宅・建築物について、長期にわたり使用可能な質の高いものの整備・普及を進め、環境負荷の低減に貢献する取り組みを推進する必要がある。

このような状況下において、低炭素社会、持続可能な社会の実現に向け、個人の生活から都市の活動までを視野に入れた中長期的視点に立った環境対策のあり方について検討する必要があることから、昨年9月には、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「中長期的視点に立った住宅・建築物における環境対策のあり方について」諮問がなされたことを受け、建築分科会に建築環境部会が設置され、具体的かつ専門的な調査審議が進められてきたところである。この調査審議においては、住宅・建築物における低炭素化を推進するためには、住宅・建築物の省エネルギー性能の向上による消費エネルギーの削減と再生可能エネルギーの導入によるエネルギーの創出を通じて運用時のCO₂排出量をマイナスにすることに加え、資材製造時や建設時のCO₂排出量の削減を図ることにより、建築から解体・再利用等までの建築物のライフサイクル全体を通じてCO₂排出量をマイナスにするための取り組みが必要であるとされている。

こうした建築から解体・再利用等までの建築物のライフサイクル全体を通じて低炭素化に配慮した建築物の整備の推進方策に関して専門的な調査審議を行うため、建築環境部会に「LCCO₂配慮建築物小委員会」を設置することとする。

2. 検討事項

中長期的視点に立った住宅・建築物における環境対策のあり方について、特に、建築から解体・再利用等までの建築物のライフサイクル全体を通じて低炭素化に配慮した建築物の整備を推進するための方策のあり方について、新築建築物のみならず、既存建築物の対策としても、調査審議を行うものとする。